

# 【代理人（本人または同一世帯員以外）が来庁される場合】 マイナンバーカード変更手続きのご案内

住所や氏名に変更が生じた場合、マイナンバーカードの変更手続きが必要となります。  
ご本人または同一世帯員以外の方が来庁される場合は、以下のとおりお手続きください。

《注意》お手続きの際にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。暗証番号を忘れてしまった場合は再設定手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。



## ■転入（他市区町から焼津市へ住所変更）した場合■

ご本人に郵便にて照会書兼回答書をお送りします。回答書を代理人にお持ちいただいた際に、変更内容をマイナンバーカードに追記します。

①代理人に申請書をご記入  
いただきます。

【持ち物】

本人のマイナンバーカード



②本人の住所地に照会  
書兼回答書をお送り  
します。（転送不可）

回答書の記入欄は  
全て本人が記入  
してね！



③回答書を持って市民課  
へお越しください。  
（その他の持ち物は照会  
書をご確認ください）



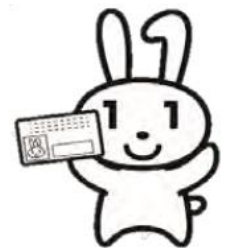
《注意》 焼津市へ転入手続きをされた場合、90日を経過しますとカードが失効して  
しまいます。再交付には手数料がかかりますので、必ず期日内にお手続きください。

## ■上記以外（転居（焼津市内で住所を変更）、氏名変更など）の場合■

裏面の委任状に全てご本人が記入をした上で封筒に入れ、必ず封緘した状態で市民課へ  
お持ちください。その場で変更内容をマイナンバーカードに追記します。

【持ち物】

- ・委任状（必ず封緘してください）
- ・ご本人のマイナンバーカード
- ・ご本人の本人確認書類1点（マイナンバーカード以外）
- ・代理人の本人確認書類2点（うち1点は写真付きのもの）



ご不明な点はお電話にてお問い合わせください

・市民課 ☎054-626-1116

・大井川市民サービスセンター ☎054-662-0541

